

7. 資 料

7-1.	千歲市環境基本條例	116
7-2.	千歲市公害防止條例	118
7-3.	千歲市自然環境保全條例	122
7-4.	環境基準等	125
7-5.	千歲宣言（抜粹）	137
7-6.	計画策定組織等	138

7. 資料

7-1. 千歳市環境基本条例

平成 10 年 6 月 30 日 条例第 21 号

改正 平成 14 年 9 月 20 日 条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 8 条～第 28 条）
- 第 3 章 地球環境保全に資する施策の推進（第 29 条・第 30 条）
- 第 4 章 環境審議会（第 31 条～第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）等により、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系の多様性に配慮し、自然環境を維持し、及びその向上を図ることにより、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、日常生活に伴う廃棄物の排出、エネルギーの消費、自動車の使用等による環境への負荷を認識し、その低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、事業活動を行うに当たって、自らの責任と負担において、その活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たって、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第 6 条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（環境権の確立）

第 7 条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を自覚して相互に協力し、健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利の確立に努めるものとする。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策策定の基本方針）

第 8 条 市は、第 3 条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- （1）市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができるよう、大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つこと。
- （2）生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、河川等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。
- （3）環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用、廃棄物の減量化等を促進すること。

（千歳市環境基本計画）

第 9 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千歳市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 環境基本計画には、環境の保全及び創造に関する長期的な目標、施策の方向、配慮の指針その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第 31 条第 1 項の千歳市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

（環境月間）

第 10 条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、6 月を環境月間とする。

(環境白書)

第11条 市長は、環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするために、千歳市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

(公害の防止)

第12条 市は、市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、公害の防止に関して、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努めるため、自然環境の保護とその利用に関して、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量と適正処理)

第14条 市は、発生する廃棄物の抑制及び再利用を図り、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市の緑化)

第15条 市は、都市における緑の回復と保全を図り、緑豊かで清潔な生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水源の保全)

第16条 市は、水道が市民の健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水道水源を保全し、清浄にして豊富な水の確保に努めるものとする。

(清流の確保)

第17条 市は、下水道の普及、河川愛護思想の高揚その他河川の水質及びその周辺の環境の保全を図り、清流の確保に努めるものとする。

(環境の美化)

第18条 市は、潤いと安らぎのあるまちづくりに資するため、環境の美化を推進し、その思想の高揚に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることの推進に努めるものとする。

(教育、学習、文化等の振興)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民及び事業者による環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育、学習、文化等の振興に努めるものとする。

(経済的措置等)

第21条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第22条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民の意見を反映させることができるよう努めるものとする。

(監視、測定等の実施)

第24条 市は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等を行うものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定)

第25条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、積極的にその推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第27条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第28条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 地球環境保全に資する施策の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第29条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第30条 市は、国、北海道、他の地方公共団体、民間団体その他関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(審議会)

第31条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 環境影響評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 審議会の委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

- 第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

- 第33条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

- 第34条 市長は、特別な事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員の任期は、当該特別な事項の調査審議が終了したときまでとする。

(委任)

- 第35条 第31条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(千歳市環境保全基本条例等の廃止)
- 2・3 省略

附 則 (平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

7-2. 千歳市公害防止条例

昭和51年12月21日 条例第35号

最新改正 平成14年9月20日条例第27号

目次

- 第1章 総則 (第1条～第6条)
- 第2章 公害防止のための施策 (第7条～第15条)
- 第3章 公害の防止に関する規制措置
 - 第1節 工場等の設置及び移転に関する規制 (第16条～第19条)
 - 第2節 指定施設に関する規制 (第20条～第26条)
- 第4章 生活環境を侵害する行為等の制限 (第27条～第36条)
- 第5章 航空機騒音等に関する措置義務 (第37条・第38条)
- 第6章 改善命令等 (第39条・第40条)
- 第7章 削除
- 第8章 雑則 (第47条～第49条)
- 第9章 罰則 (第50条～第53条)
- 附 則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、すべての市民が有している健康で文化的かつ安全な生活を営むことができる基本的な権利を守る上で、公害を防止することが重要な意義を持つため、その施策の基本となる事項等を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とします。

(基本的理念)

- 第2条 この条例は、公害を防止する施策を通じて、市民の良好な生活環境を守り、かつ、すべて人間優先の基調に立って運用することを基本的な理念とします。

(定義)

- 第3条 この条例において「公害」とは、千歳市環境基本条例(平成10年千歳市条例第21号)第2条第2号に規定する公害をいいます。
- 2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいいます。
- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するイオウ酸化物
 - (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの
- 3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。
- 4 この条例において「指定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設及び悪臭発生施設をいいます。
- 5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいいます。
- 6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛

散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいいます。

- 7 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で規則で定めるものをいいます。
- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
 - (2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 8 この条例において「騒音発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいいます。
- 9 この条例において「振動発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいいます。
- 10 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なおい原因となり、著しく生活環境を損なうおそれのある物質を排出する施設で規則で定めるものをいいます。
- 11 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
- (1) 工場等 公害関係法令で定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設、ばい煙等発生施設又はこの条例で定める指定施設を有する工場又は事業場をいいます。
 - (2) 公害関係法令 環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）をいいます。
 - (3) 規制基準 指定施設を設置する工場又は事業場から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）の量、濃度又は程度の許容限度であって、規則で定めるものをいいます。
 - (4) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車及び同項第10号の原動機付自転車をいいます。
 - (5) 重車両 道路交通法第3条に定める区分のうち、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいいます。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じ公害の防止に努めなければなりません。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、自らの事業活動に伴う公害を防止するため、その管理する施設等を常に点検し、必要な措置を講ずる責務を有します。
- 2 事業者は、市等の行政機関が行う公害の防止のための施策に協力しなければなりません。
 - 3 事業者は、この条例に違反しない場合でも、公害の防止のために最大限の努力を払わなければなりません。

（市民の責務）

第6条 市民は、他人に不快感等を与える行為を慎み、快適な地域環境を守るよう努めなければなりません。

第2章 公害防止のための施策

（施策の基本）

第7条 市は、公害防止のため本市の自然的条件及び社会的条件に応じて、総合的かつ計画的に施策を推進するものとします。

（規制の措置）

第8条 市は、公害を防止するために工場等の設置者が守らなければならないばい煙等の発生、排出又は飛散を規制するとともに、その他必要な措置を講ずるものとします。

（調査、研究等の体制整備）

第9条 市は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するため、必要な調査、研究、測定等の体制の整備に努めなければなりません。

第10条 削除

（公害防止協定の締結）

第11条 市長は、公害の防止のために必要と認めるときは、工場等の設置者と公害防止に関する協定を締結することができます。

2 工場等の設置者は、前項の規定により市長から協定の締結について要請を受けたときは、誠意をもつてその協議に応じなければなりません。

（小規模事業者への援助）

第12条 市は、小規模な事業者が公害防止のための施設の整備等を行うときは、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければなりません。

（公害苦情の処理）

第13条 市は、公害に関する苦情があつたときは、実情を調査し適切に処理するものとします。

（知識の普及等）

第14条 市は、公害に関する知識の普及に努めなければなりません。

（他の地方公共団体との協力）

第15条 市は、広域的な公害の防止のため必要に応じて、他の地方公共団体と協力して施策を講ずるよう努めなければなりません。

第3章 公害の防止に関する規制措置

第1節 工場等の設置及び移転に関する規制

（工場等の設置及び移転の許可）

第16条 工場等を設置又は移転しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長へ提出しなければなりません。

（許可の基準）

第17条 市長は、前条第2項による申請の内容が次の各号のすべてに該当するときは、同条第1項の許可をしなければなりません。

- (1) 工場等から発生し、排出し、又は飛散する公害の原因となる物質等が公害関係法令で定める排出基準、排水基準及び規制基準並びにこの条例で定める規制基準に適合すると認められるとき。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号により定められた用途地域内に設置されるものであるとき。

（許可の条件）

第18条 市長は、前条の許可に際して、公害の防止及び周辺の地域環境を保全するために、必要な範囲内で条件を付けることができます。

（完了届等）

第19条 第16条第1項による許可を受けた者は、その許可に係る工場等の設置又は移転を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に規則で定めるところにより、市長へその旨を届け出なければなりません。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該届出に係る工場等が許可の内容及び条件に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めるときはその旨を認定しなければなりません。
- 3 第1項の届出をした者は、前項による市長の認定を受けるまで当該工場等の使用を開始してはなりません。

第2節 指定施設に関する規制

(規制基準)

第20条 市長は、工場又は事業場に指定施設を設置する者が守らなければならない規制基準を規則で定めるものとします。

- 2 市長は、前項の規制基準を設定し、変更し、又は廃止するときは、千歳市環境基本条例第31条第1項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

(規制基準の遵守)

第21条 工場又は事業場に指定施設を設置する者は、前条の規制基準を守らなければなりません。

(指定施設の届出)

第22条 工場又は事業場に指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について市長へ届け出なければなりません。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 指定施設の種類及び数量
- (4) 指定施設の構造及び配置並びに使用の方法
- (5) 公害発生の原因となり得るものの処理の方法
- (6) その他規則で定める事項

(現況の届出)

第23条 この条例施行の際現に工場又は事業場に指定施設を設置している者は、その施設が指定施設となった日から起算して30日以内に前条各号に掲げる事項について市長へ届け出なければなりません。

(指定施設の変更の届出)

第24条 前2条による届出をした者がその届出の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その変更の内容を市長へ届け出なければなりません。ただし、市長が公害の防止に特に影響を生じないと認めるときは、この限りではありません。

(地位の承継)

第25条 第22条又は第23条による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る届出をした者の地位を承継します。

- 2 第22条又は第23条による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継します。
- 3 前2項の規定により第22条又は第23条による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。

(事故時の措置)

第26条 工場等の設置者は、その管理に属する施設の故障、破損その他の事故によって、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるときは、それを防止するために必要な対策を講じなければなりません。

- 2 工場等の設置者は、前項の事故が発生したときは、速やかに市長へ通報するとともに、規則で定める事項について報告しなければなりません。

第4章 生活環境を侵害する行為等の制限

(薬剤の空中散布)

第27条 農作物及び森林を害する動植物を防除するために、航空機で薬剤を散布する者は、規則で定めるところによりその計画の内容を市長へ届け出なければなりません。

(重車両の通行)

第28条 工事等のため重車両を一定の期間定期的に通行させる者は、規則で定めるところによりその計画の内容を市長へ届け出なければなりません。

(商業宣伝のための拡声放送)

第29条 商業宣伝のため拡声放送を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長へ届け出なければなりません。

(地域環境の保全等)

第30条 何人も、その所有し又は管理する土地等について、植樹の促進、雑草の除去、清潔の保持等の地域環境の保全に努めなければなりません。

- 2 市民は、河川、道路、公園等の公共の場所をごみの投棄等により汚すことのないよう努め、市民が共同で管理するという意識を確立するよう努めなければなりません。

(夜間の静穏の保持)

第31条 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)の静穏な生活環境を保持するために、特に必要以上の音量を発生させてはなりません。

(燃焼不適物の燃焼制限)

第32条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油等を燃焼させることによって著しく、ばい煙、有害ガス、悪臭等を発生し、人の健康に害を与え、又は周辺の生活環境を悪化させないよう努めなければなりません。

(悪臭発生物の放置禁止)

第33条 何人も、著しい悪臭を発生する廃棄物を屋外に放置し、他人に不快感を与えてはなりません。

(自動車等の適正管理等)

第34条 自動車等を使用又は所有する者は、必要な整備点検を行い、大気汚染、騒音の発生等を防止するよう努めなければなりません。

- 2 自動車等を使用又は所有する者は、夜間に駐車場、庫庫、路上又は空地にエンジンを始動させたまま放置する等して、他人に迷惑を与えてはなりません。

(畜舎の適正管理)

第35条 市街地又はその周辺において畜舎を設置する者は、悪臭等の発生で生活環境を侵害しないよう、適正な管理に努めなければなりません。

(動物の適正飼育)

第36条 動物の飼育者は、その動物の種類や数に応じて付近住民の生活環境を侵害しないよう飼育するとともに、その動物の飼育をやめたときは、その責任において適正に処理しなければなりません。

第5章 航空機騒音等に関する措置義務

(措置義務)

第37条 空港設置者及び航空輸送事業者は、航空機から発生する騒音又は排気ガス(以下「航空機騒音等」という。)による被害を軽減させるため、機種を選定、機体の整備、運行方式の改善等の必要な措置を講じ、良好な生活環境を侵害しないよう努めなければなりません。

(航空機騒音等の調査)

第38条 市長は、航空機騒音等の状況について調査を行い、その結果を公表しなければなりません。

第6章 改善命令等

(改善勧告)

第39条 市長は、次の各号の一に該当するときは、工場等の設置者に対し、期限を定めて公害の防止のための改善措置について勧告することができます。

- (1) 第16条で定めるところにより、許可を受けた工場等が第17条第1号の基準に適合しないばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させているとき、又は第18条の条件が履行されていないとき。
- (2) 第20条に定める規制基準に適合しないばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させているとき。

(改善命令等)

第40条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に勧告内容の実施について命令し、又はばい煙等の発生に係る施設の一時使用停止を命令することができます。

2 市長は、第22条、第23条又は第24条に定める届出をしないで指定施設を設置している者がいるときは、その者に当該施設の一時的停止を命令することができます。

第7章 削除

第41条から第46条まで 削除

第8章 雑則

(立入検査)

第47条 市長は、この条例を施行するために必要な範囲内で、職員に工場等に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができます。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。

(報告の徴収)

第48条 市長は、この条例を施行するために必要な限度内で工場等の設置者に対し、公害防止に必要な事項について報告を求めることができます。

(委任)

第49条 この条例を施行するために必要な事項は、規則で定めます。

第9章 罰則

第50条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処します。

- (1) 第16条第1項の許可を受けずに工場等を設置又は移転した者
- (2) 第40条に定める命令に違反した者

第51条 第22条、第23条若しくは第24条までに定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処します。

第52条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処します。

- (1) 第19条第1項に定める届出をせず、又は同条第3項に定める認定前に工場等の使用を開始した者
- (2) 第26条第1項の定めによる必要な対策を講じなかつた者又は同条第2項の定めによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (3) 第47条第1項の定めによる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第3章、第4章のうち第27条から第29条まで、第6章、第8章及び第9章の規定は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。
(昭和52年6月規則第32号で、同52年6月5日から施行)

(千歳市公害対策審議会条例の廃止)

- 2 千歳市公害対策審議会条例(昭和43年千歳市条例第10号)は、廃止します。
(経過措置)
- 3 省略

附 則(平成4年12月18日条例第34号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第5号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月30日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

7-3. 千歳市自然環境保全条例

平成 10 年 6 月 30 日 条例第 22 号

改正 平成 14 年 9 月 20 日 条例第 27 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）
- 第 2 章 自然環境保全地区（第 10 条～第 17 条）
- 第 3 章 開発行為の事前協議（第 18 条～第 22 条）
- 第 4 章 雑則（第 23 条～第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（市民等の責務）

第 2 条 市民、事業者及び市は、千歳市環境基本条例（平成 10 年千歳市条例第 21 号）第 3 条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全及び多様な生態系の確保が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、無秩序な開発の抑制が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

（広域的施策の推進）

第 3 条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、自然環境の保全に関する広域的施策の推進を図るよう努めなければならない。

（自然環境の保全等に関する協定の締結等）

第 4 条 市長は、自然環境の保全又は無秩序な開発の抑制のために特に必要があるときは、事業者その他の関係者と自然環境の保全に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（生態系への配慮）

第 5 条 何人も、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自然を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 動植物の採捕、損傷、外来種の導入その他の行為により自然が形成する生態系に著しい影響を与えること。

（財産権の尊重及びその他の公益との調整）

第 6 条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域の安全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（地域開発施策等における配慮）

第 7 条 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

（啓蒙普及等）

第 8 条 市は、自然環境の保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚並びに市民が自発的に行う自然環境保全活動の支援及び促進に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めなければならない。

（調査研究の実施）

第 9 条 市は、自然環境の保全に関する市民の意向の調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策に必要な調査研究を行うよう努めなければならない。

第 2 章 自然環境保全地区

（指定）

第 10 条 市長は、良好な自然環境を保全するため、自然的社会的諸条件からみて、特に必要と認める区域を次に掲げる区分により自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）に指定することができる。

(1) 第 1 種自然環境保全地区（以下「第 1 種保全地区」という。）希少性又は学術性において重要な区域、動植物の特異な生息又は生育区域、市民生活又は生物の生息に関して特に重要な水域及び水源かん養地区並びに多様な生態系が維持されている区域

(2) 第 2 種自然環境保全地区（以下「第 2 種保全地区」という。）前号に規定する区域以外の地域に密着した自然環境区域で、市民の福祉及び快適な生活環境の確保に寄与し、かつ、適正な利用及び活用を図ることができる区域

2 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、千歳市環境基本条例第 31 条第 1 項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、第 12 条第 2 項に規定する保全地区に関する保全計画の案についても、併せて意見を聴かなければならない。

3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から起算して 30 日間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該地区に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該保全地区の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第 2 項前段、第 6 項及び前項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第 2 項から第 5 項までの規定は保全地区の区域の拡張について準用する。

9 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指定の解除又は区域の変更について、市長に意見を申し出ることができる。

10 市民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について、市長に意見を申し出ることができる。

（標識の設置）

第 11 条 市長は、保全地区を指定したときは、当該地区内にその旨を表示した標識を設置するものとする。

2 保全地区の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第 1 項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

（保全地区に関する保全計画）

第 12 条 保全地区に関する保全計画は、市長が決定する。

2 保全地区に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地区における自然環境の保全に関する基本的事項

- (2) 当該地区における自然環境の保全のための制限に関する事項
- (3) 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項
- 3 市長は、保全地区に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 第10条第2項前段及び前項の規定は保全地区に関する保全計画の廃止及び変更について、第10条第3項から第5項までの規定は保全地区に関する保全計画の決定及び変更（第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。）について準用する。

（保全事業の執行）

第13条 保全地区に関する保全事業は、市が執行する。

- 2 市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があるときは、保全地区の土地の所有者若しくは占有者に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委託することができる。

（保全地区に係る行為の禁止）

第14条 保全地区内において、みだりに食品の容器包装（飲食物の容器及び包装であって、当該飲食物が費消され、又は当該飲食物と分離された場合に不要になるものをいう。）、たばこの吸い殻、釣り糸等（釣り糸、釣り針及び釣り針を沈めるための鉛製のおもりをいう。）その他の生態系に影響を及ぼす廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

（第1種保全地区に係る行為の届出）

第15条 第1種保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石等を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (7) 木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
- (8) 木竹を植栽すること。
- (9) 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- (10) 火入れ又はたき火をすること。
- (11) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、当該保全地区の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導し、若しくは勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の処分等を行うことができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日（前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 市長は、当該保全地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 保全事業の執行として行う行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (4) 法令の規定又はこれに基づく処分により行う行為
- (5) 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に着手している行為
- (6) 林業のため木竹を伐採する行為
- (7) 農業における耕種の行為
- (8) その他市長が認める行為

（第2種保全地区に係る行為の届出）

第16条 第2種保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
- (4) 木竹を植栽すること。
- (5) 鉱物を掘採し、又は土石等を採取すること。
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該保全地区の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導し、若しくは勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の処分等を行うことができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日（前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 市長は、当該保全地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

6 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 保全事業の執行として行う行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (4) 法令の規定又はこれに基づく処分により行う行為
- (5) 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に着手している行為
- (6) 林業のため木竹を伐採する行為
- (7) 農業における耕種の行為
- (8) その他市長が認める行為

（中止命令等）

第17条 市長は、第15条第1項若しくは前条第1項の規定による届出をせず、第15条第1項各号若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした者又は第15条第2項若しくは前条第2項の規定による処分等に応じない者に対して、その行為の中止を命じ、若しくは相当の期間を定めて原状回復

を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第3章 開発行為の事前協議

(事前協議)

第18条 宅地の造成、施設の建設その他の土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）で、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該行為の計画の内容について、市長に協議しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可を受けなければならない開発行為
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項又は第14条第1項の認可を受けなければならない開発行為
- (3) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年条例第64号）第30条第1項の規定により許可を受けなければならない特定の開発行為

(事前環境調査)

第19条 前条に規定する行為のうち、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が自然環境に及ぼす影響を調査し、良好な自然環境の保全に努めなければならない。

(事前公開)

第20条 第18条に規定する行為をしようとする者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、これを行為予定地の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 第18条に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為の計画の内容について、行為予定地に係る住民、利害関係人その他市長が特に必要と認める者に対して説明会等の方法により周知するとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(指導勧告等)

第21条 市長は、第18条の規定による事前協議において当該行為が良好な自然環境の保全を阻害すると認めるときは、当該行為をしようとする者又は前2条に規定する行為を行わない者に対し、自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を求めることができる。

(適用除外)

第22条 国及び地方公共団体が行う行為その他規則で定めるものについては、この章の規定は、適用しない。

第4章 雑則

(自然環境監視員)

第23条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然環境監視員を置くものとする。
2 自然環境監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第15条第1項各号に掲げる行為及び第16条第1項各号に掲げる行為又は第18条に規定する行為を行っている者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為が行われている区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、これらの行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反行為の公表)

第25条 市長は、この条例の規定に違反し、著しく自然環境を破壊している者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表することができる。

(原因者負担)

第26条 第15条第1項各号に掲げる行為又は第16条第1項各号に掲げる行為により自然環境が著しく破壊され、保全事業の執行が必要となった場合は、その原因となった行為を行った者が自らの責任と負担において、保全事業を行わなければならない。
2 前項の規定は、第18条に規定する行為により自然環境を破壊した場合の原因者負担について準用する。

(実地調査)

第27条 市長は、保全地区の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。

(財政上の措置)

第28条 市は、自然環境の適正な保全を図るため、監視体制の整備、保全施設の整備、土地の買入れ等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(援助等)

第29条 市長は、保全地区に係る土地等の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、規則で定める援助等を講ずることができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

7-4. 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件(設定年月日等)
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(昭和48年環境庁告示第35号)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(昭和53年環境庁告示第38号)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(昭和48年環境省告示第25号)
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(昭和48年環境省告示第25号)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(昭和48年環境省告示第25号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(平成9年環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(平成9年環境庁告示第4号)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(平成9年環境庁告示第4号)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(平成13年環境省告示第30号)

(2) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準
ア

項目	基準値	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(参考) 水道水の水質基準(抜粋)
カドミウム		0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	(0.003 mg/l以下)
全シアン		検出されないこと。	検出されないこと。	シアンが0.01mg/l以下
鉛		0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下
六価クロム		0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下
ヒ素		0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下
総水銀		0.0005mg/l以下	0.0005mg/l以下	水銀が 0.0005mg/l以下
アルキル水銀		検出されないこと。	検出されないこと。	
P C B		検出されないこと。	検出されないこと。	—
ジクロロメタン		0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下
四塩化炭素		0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下
塩化ビニルモノマー		—	0.002 mg/l以下	—
1,2-ジクロロエタン		0.004 mg/l以下	0.004 mg/l以下	—
1,1-ジクロロエチレン		0.01 mg/l以下	0.1 mg/l以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/l以下	—	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン		—	0.04 mg/l以下	—
1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/l以下	1 mg/l以下	—
1,1,2-トリクロロエタン		0.006 mg/l以下	0.006 mg/l以下	—
トリクロロエチレン		0.03 mg/l以下	0.03 mg/l以下	0.03 mg/l以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002 mg/l以下	0.002 mg/l以下	—
チウラム		0.006 mg/l以下	0.006 mg/l以下	—
シマジン		0.003 mg/l以下	0.003 mg/l以下	—
チオベンカルブ		0.02 mg/l以下	0.02 mg/l以下	—
ベンゼン		0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下
セレン		0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下	0.01 mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/l以下	10 mg/l以下	10 mg/l以下
ふっ素		0.8 mg/l以下	0.8 mg/l以下	0.8 mg/l以下
ほう素		1 mg/l以下	1 mg/l以下	1 mg/l以下
1,4-ジオキサン		0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下	0.05 mg/l以下
備考		平成46年環境庁告示第59号 平成12年環境庁告示第22号 改正	平成9年環境庁告示第10号 平成11年環境庁告示第16号改 正	平成15年厚生省令第101号 ()は平成22年4月1日施行

イ 要監視項目及び指針値（公共用水域）

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06 mg/l以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/l以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	クロロニトロフェン(CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/l以下	ト ル エ ン	0.6 mg/l以下
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	キ シ レ ン	0.4 mg/l以下
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下	ニ ッ ケ ル	—
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	モ リ ブ デ ン	0.07 mg/l以下
オキシシン銅(有機銅)	0.04 mg/l以下	ア ン チ モ ン	0.02 mg/l以下
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
プロピザミド	0.008 mg/l以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/l以下
E P N	0.006 mg/l以下	全 マ ン ガ ン	0.2 mg/l以下
ジクロロボス(DDVP)	0.008 mg/l以下	ウ ラ ン	0.002 mg/l以下
備 考	平成5年環水管第21号 平成16年環水企第040331003号、環水土第040331005号改正		

ウ 監視項目の水域類型及び指針値

河 川		指 針 値 (年間平均値)		
類 型	水 域	ク ロ ロ ホ ル ム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物 A	河川湖沼	0.7 mg/l以下	0.05mg/l以下	1mg/l以下
生物特A		0.006 mg/l以下	0.01mg/l以下	1mg/l以下

※ 平成15年環水企発第031105001号、環水管発第031105001号

②公共用水域等における農薬の水質評価指針

農 薬 名	評 価 指 針 値	農 薬 名	評 価 指 針 値
イ プ ロ ジ オ ン	0.3 mg/l以下	ブ タ ミ ホ ス	0.004 mg/l以下
イミダクロプリド	0.2 mg/l以下	ブプロフェジン	0.01 mg/l以下
エトフェンプロックス	0.08 mg/l以下	プレチラクロール	0.04 mg/l以下
エスプロカルブ	0.01 mg/l以下	プロベナゾール	0.05 mg/l以下
エディエンホス(EDDP)	0.006 mg/l以下	ブromoブチド	0.04 mg/l以下
カルバリル(NAC)	0.05 mg/l以下	フルトラニル	0.2 mg/l以下
クロルピリホス	0.03 mg/l以下	ペンシクロン	0.04 mg/l以下
ジクロフェンチオン(EGP)	0.006 mg/l以下	ベンスリド(SAP)	0.1 mg/l以下
シメトリン	0.06 mg/l以下	ペンディメタリン	0.1 mg/l以下
トルクロホスメチル	0.2 mg/l以下	マラチオン(マラソン)	0.01 mg/l以下
トリクロルホン	0.03 mg/l以下	メフェナセツト	0.009 mg/l以下
トリシクラゾール	0.1 mg/l以下	メプロニル	0.1 mg/l以下
ピリダフェンチオン	0.002 mg/l以下	モリネート	0.005 mg/l以下
フサライド	0.1 mg/l以下		

※ 平成6年環水土第86号

③生活環境の保全に関する環境基準

a 河川(湖沼を除く。)

ア

河 川		基 準 値 (日間平均値)				
類 型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
備考	1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる)。					

※1 昭和46年環境庁告示第59号

2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

イ

河 川		基準値(年間平均値)
類 型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

※ 平成15年環水企発第031105001号、環水管発第031105001号

b 湖沼

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

湖沼 ア		基 準 値				
類 型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
備考	水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。					

※ 昭和46年環境庁告示第59号

イ

湖沼 イ		基 準 値	
類 型	利用目的の適応性	全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下
備考	1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。		

※ 昭和46年環境庁告示第59号

ウ

河 川		基準値(年間平均値)
類 型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下

※ 平成15年環水企発第031105001号、環水管発第031105001号

(3) 水質汚濁に係る排水基準等

①有害物質に係る排水基準

項 目	許 可 限 度	項 目	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/ℓ	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ	チウラム	0.06 mg/ℓ
ひ素及びその化合物	0.1 mg/ℓ	シマジン	0.03 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
アルキル水銀	検出されないこと。	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/ℓ	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ		海 域 230 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ		海 域 15 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ		
備 考 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行(昭和49年12月1日)の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう)を利用する旅館業等に係る排水については、当分の間適用しない。			

※ 昭和46年総理府令第35号

②生活環境項目に係る排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6 海域に排出されるもの 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/l)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD) (mg/l)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS) (mg/l)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (mg/l)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/l)	30
フェノール類含有量 (mg/l)	5
銅含有量 (mg/l)	3
亜鉛含有量 (mg/l)	2
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	10
クロム含有量 (mg/l)	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	日間平均 3000
窒素含有量 (mg/l)	120 (日間平均 60)
燐含有量 (mg/l)	16 (日間平均 8)
備考 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。	
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	
7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

※ 昭和46年総理府令第35号

③有害物質を含む地下水の浄化基準

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1ℓにつきカドミウム0.01mg以下
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1ℓにつき鉛0.01mg以下
六価クロム化合物	1ℓにつき六価クロム0.05mg以下
ひ素及びその化合物	1ℓにつきひ素0.01mg以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1ℓにつき水銀0.0005mg以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下
ジクロロメタン	1ℓにつき0.02mg以下
四塩化炭素	1ℓにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.02mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	1ℓにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006mg以下
1,3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.002mg以下
チウラム	1ℓにつき0.006mg以下
シマジン	1ℓにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	1ℓにつき0.02mg以下
ベンゼン	1ℓにつき0.01mg以下
セレン及びその化合物	1ℓにつきセレン0.01mg以下
ほう素及びその化合物	1ℓにつきほう素1mg以下
ふっ素及びその化合物	1ℓにつきふっ素0.8mg以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10mg以下

※ 平成9年環境庁告示第10号

(4) 上乘せ基準

①有害物質に係る排水基準

対象業種	項目	カドミウム (mg/ℓ)	シアン (mg/ℓ)	有機燐 (mg/ℓ)	六価クロム (mg/ℓ)	ひ素 (mg/ℓ)	総水銀 (mg/ℓ)	適用区域
非鉄金属鉱業		0.05	0.5	—	—	—	—	支笏湖水域
全業種 (非鉄金属鉱業を除く)		0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005	
非鉄金属鉱業		0.06	0.6	—	—	—	—	石狩川水域
<p>備考 1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行(昭和49年12月1日)の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう)を利用する旅館業等に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>								

※ 平成47年北海道条例第27号

②生活環境項目に係る排水基準(一般項目)

対象業種	項目	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		適用区域
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
肉製品製造業		80	60	70	50	石狩川水域
乳製品製造業	(平均排水量が1,000m ³ /日以上)	80	60	70	50	
紙製造業		—	—	150	110	
パルプ製造業	(クラフトパルプ製造施設のみを有するもの)	150	110	120	100	
パルプ製造業	(その他)	—	—	120	100	
化学肥料製造業		—	—	70	50	
ガス供給業		80	60	70	50	
と畜業	(活性汚泥法による排水処理)	—	—	70	50	
し尿処理施設	(し尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70	
し尿浄化槽	(S46.9.23以前に設置され処理対象501人以上)	120	90	—	—	
	(S46.9.24からS47.9.30までの間に設置、処理対象501人以上)	80	60	—	—	
	(S47.10.1以後設置、処理対象501人以上)	40	30	90	70	
下水道終末処理施設	(活性汚泥法、標準散水ろ床法等で処理)	—	20	—	70	
下水道終末処理施設	(高速散水ろ床法、モディファイト・エアレーション法)	—	60	—	120	

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、平均的な排出水の量が50m³/日以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

※ 平成47年北海道条例第27号

③生活環境項目に係る排水基準(特殊項目)

項目	対象業種	ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)(mg/ℓ)	フェノール類(mg/ℓ)	銅(mg/ℓ)	亜鉛(mg/ℓ)	溶解性鉄(mg/ℓ)	溶解性マンガン(mg/ℓ)	ふっ素(mg/ℓ)	適用区域
	非鉄金属鉱業	—	—	1.5	2.5	—	—	—	支笏湖水域
	全業種	1	1	—	—	—	—	—	

備考 1 平均的な排出水の量が50m³/日以上工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 2 昭和49年11月30日以前にゆう出した温泉を利用する旅館については、ふっ素に係る排水基準は適用しない。

※ 平成47年北海道条例第27号

(5) 騒音に係る環境基準

①道路に面する地域以外の地域(一般地域)

地域の類型	地域の区分	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。)	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域(類型Aを当てはめる地域を除く。)		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル以下	50デシベル以下

※ 平成11年北海道告示第532号

②道路に面する地域

地域の類型	地域の区分	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域(都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。)	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第2種区域(類型Aを当てはめる地域を除く)	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

※1 平成11年北海道告示第532号

2 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準

昼間 6～22時	夜間 22～6時
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

※1 平成11年北海道告示第532号

2 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年環大企第257号)で次のとおり定められています。

(1) 「幹線道路を担う」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等

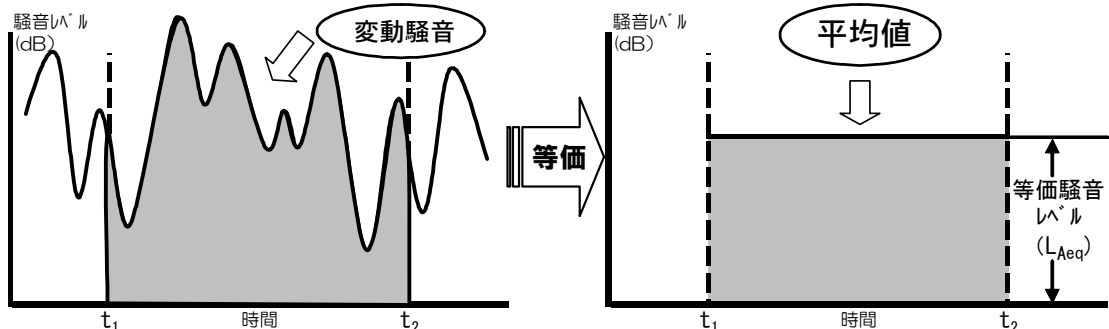
(2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。

・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

3 基準値は等価騒音レベル(L_{Aeq})

※等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合(非定常音、変動騒音)に、ある時間内で変動する騒音レベルの時間平均値です。



③航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	当てはめる地域
I	WECPNL 70以下	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とする。
II	WECPNL 75以下	Iを当てはめる地域以外の地域とする。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域を除くほか、空港敷地又は住居の実態がない地域(山林、原野、海域、自衛隊演習場等)を除く。

※1 平成7年北海道告示第1008号

2 Iを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域はI以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

3 $WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} N - 27$

dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいいます。

Nとは、次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

N_1 : 午前 0時から午前 7時までの間の航空機の機数

N_2 : 午前 7時から午後 7時までの間の航空機の機数

N_3 : 午後 7時から午後 10時までの間の航空機の機数

N_4 : 午後 10時から午後 12時までの間の航空機の機数

④航空機騒音に係る環境基準の達成期間

1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次の表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	—
既設飛行場	第3種空港及びこれに準ずるもの	5年以内	—
	第2種空港(福岡空港を除く。)		A
		B	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
	新東京国際空港	10年以内	5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
第1種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未満とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未満とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。	

備考

1 昭和48年環境庁告示第154号

2 既設飛行場の区分は、環境基準に定められた日における区分とする

3 第2種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。

4 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のために施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成に期するものとする。

(6) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等の規制基準

区域区分	時間区分	昼間 8時～19時	朝夕 6時～8時 19時～22時	夜間 22時～翌6時
第1種区域		45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域		55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域		65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域		70デシベル	65デシベル	60デシベル

※ 昭和46年北海道告示第3169号

② 特定建設作業の基準

基準の区分		規制基準	備考
騒音の大きさ		85デシベルを超えないこと (敷地境界における基準)	騒音の防止の方法の改善又は1日の作業時間を4時間まで短縮させる基準として適用する。
作業ができない時間	1号区域	19時～7時	災害、危険防止のため緊急を要する場合、鉄道の運行確保、道路法及び道路交通法に基づき夜間に行う場合を除く。
	2号区域	22時～6時	
一日の作業時間	1号区域	10時間以内	災害、危険防止のため緊急を要する場合を除く。
	2号区域	14時間以内	
同一場所における作業期間		連続して6日以内	災害、危険防止のため緊急を要する場合を除く。
日曜・休日における作業		禁止	災害、危険防止のため緊急を要する場合、鉄道の運行確保、道路法、道路交通法及び電気事業法に基づき休日に行う場合を除く。

※ 第1号区域：騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域ならびに第3種区域と第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有す。)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域：第3種区域と第4種区域であって第1号区域以外の区域

※ 昭和43年厚生労働省・建設省告示第1号

③ 自動車騒音の要請限度

区域区分	時間区分	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

※ a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

※ 平成12年総理府令第15号、平成12年北海道告示第522号

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりする。

昼間 6～22時	夜間 22～6時
75デシベル	70デシベル
備考 「幹線道路を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ道路の敷地の境界線からの距離によりその範囲が特定される ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートルまで ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートルまで	

※ 平成12年総理府令第15号

(7) 振動に係る規制基準

① 特定工場等の規制基準

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		60デシベル	55デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

※1 昭和53年北海道告示第784号

- 2 区域のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有す)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

② 特定建設作業の基準

項 目		規 制 基 準	備 考
振動の大きさ		75デシベルを超えないこと (敷地境界における基準)	振動の防止の方法の改善又は1日の作業時間を4時間まで短縮させる基準として適用する。
作業ができない時間	1号区域	19時～7時	災害、危険防止のため緊急を要する場合、鉄道の運行確保、道路法及び道路交通法に基づき夜間に行う場合を除く。
	2号区域	22時～6時	
一日の作業時間	1号区域	10時間以内	災害、危険防止のため緊急を要する場合を除く。
	2号区域	14時間以内	
同一場所における作業期間		連続して6日以内	災害、危険防止のため緊急を要する場合を除く。
日曜・休日における作業		禁 止	災害、危険防止のため緊急を要する場合、鉄道の運行確保、道路法、道路交通法及び電気事業法に基づき休日に行う場合を除く。

※ 第1号区域：振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域ならびに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有す)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
 第2号区域：第2種区域であって第1号区域以外の区域

※ 昭和51年総理府令第58号

③ 道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

※1 昭和51年総理府令第58号、昭和53年北海道告示第786号

- 2 道路交通振動の評価法は、JISZ8735振動レベル測定方法により、連続した24時間の毎正時から5秒間隔100個のデータを測定し、80%レゾナンス(10%~90%)の上端値を要請限度と比較する。

7-5. 千歳宣言（抜粋）

千 歳 宣 言

J 8 サミット 2008 年 7 月 6 日 北海道千歳市

私たちは、バルバドス、カナダ、コートジボアール、フランス、ドイツ、イラク、イタリア、日本、キルギスタン、モンゴル、ネパール、ロシア、南アフリカ、英国、アメリカ合衆国から集まった J 8 サミットの代表 39 名です。G 8 首脳のみなさんには、若者の声を聞く義務があると私たちは信じています。若者の意見が無視されることなく、過去の J 8 宣言及びこの宣言が行動にうつされることを強く望みます。同時に、若者が共に問題に取り組めるよう、私たちも G 8 政府につづいて行動しなくてはなりません。私たちの考えを「今」実行し、未来へひきついでいこうと考えます。

気候変動への取り組み

国際条約：私たちは京都議定書に続く国際条約が必要だと考えます。すべての国をふくむ条約を制定し、温室効果ガス排出量削減目標を達成するための厳格かつ現実的なガイドラインを G 8 が提示することを強く要請します。また、この条約に関与するすべての国に優遇措置をあたえ、短期及び長期の連続的な目標をかせ、枠組みを改正して公約の実現を確約するようもとめます。

技術開発：エネルギー効率、廃棄物管理、梱包方法、製品組成などを指標とする「グリーン・インデックス（グリーン指数）」にもとづいて製品を評価する国際機関を設立する必要があります。この指数により認定された「グリーン」製品にはラベルを付け、消費者の意識を高めます。またこれらの製品が価格的にも競争力のあるものにするために、政府の補助金をえられるようにします。これは G 8 各国の自由市場的性質を利用して技術の発展をうながすことにつながります。

代替エネルギー：G 8 各国は、エネルギーの一部を代替エネルギー資源から得るようになるべきです。国際的な協力関係を強化し、共同研究を推進しながら、現在の代替エネルギーの効率を改善し、新たな選択肢を開発していかなければなりません。

環境問題に取り組む子どもと若者：政府は学校及び社会におけるピア・エデュケーション（仲間同士で教え、学び合う教育）を支援し、子どもや若者が気候変動の問題に取り組み、CO₂排出量の少ない生活を過ごすよううながしていく必要があります。またこのような活動を普及するためには、子どもにもわかりやすい言葉でその内容を伝えていかななくてはなりません。

7-6. 計画策定組織等

(1) 千歳市環境審議会

平成23年3月現在

氏名	所属等	備考
五十嵐 正雄	千歳市町内会連合会	
五島 洋子	千歳女性会議	
坂本 真一	環境省北海道地方環境事務所	
佐藤 正義	公募	
清水 正章	千歳市森林組合	
杉澤 孝久	北海道石狩保健福祉事務所千歳地域保健部 (千歳保健所)	
瀬戸口 満	北海道森林管理局石狩森林管理署	
高岡 稔	千歳商工会議所	
東 靖友	公募	副会長
藤川 俊一	千歳建設業協会	
藤田 智志	千歳工業クラブ	
藤本 謹也	道央農業協同組合千歳支所	
村田 公恵	千歳消費者協会	
吉田 淳一	千歳科学技術大学	会長
和田 明彦	千歳の自然保護協会	

(五十音順) 15名

(2) ちとせエコロジー市民会議

平成23年3月現在

氏名	所属団体からの推薦等	備考
今井 和道	千歳市商店街振興組合連合会	
尾形 美智代	千歳友の会	
斉藤 正志	公募(会社役員)	会長
高塚 信和	公募(会社役員)	
立田 京平	千歳商工会議所(千歳工業クラブ)	
中原 直彦	しこつ湖自然体験クラブ「トゥレップ」	
橋本 邦晴 (故人)	公募	副会長
久門 麻耶海	NPO 千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク	
平野 貴志子	公募(主婦)	
最上 卓嗣	公募(学生)	

(五十音順) 10名

千 環 計 第 8 7 号
平成 2 2 年 9 月 1 3 日

千歳市環境審議会
会長 吉田 淳一 様

千歳市長 山口 幸太郎

千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）について（諮問）

千歳市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する施策を計画的に推進するため、市民、事業者及び市がそれぞれの責務のもとに、各種の環境施策に関わる具体的な取り組みを「千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）」として取りまとめましたので、ご審議くださるよう諮問します。

平成23年 2月17日

千歳市長 山口 幸太郎 様

千歳市環境審議会
会長 吉田 淳 一

千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）について（答申）

平成22年9月13日千環計第87号により本審議会に諮問された「千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）」について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

本審議会で検討した結果、「千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）」については、環境目標等及び環境施策、それぞれの主体の取組について妥当なものと認めます。

千歳市環境基本計画（第2次計画）の策定に当たっては、次の事項に留意されるようお願いします。

- 1 千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）における各環境施策を着実に推進し、環境づくりの目標の達成を図り、望ましい環境像である「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして～環境を一人ひとりが見て・感じて・考え、ともに行動するまち ちとせ～」の実現に努められたい。
- 2 本基本計画（案）の環境施策は、市民・事業者及び市（行政）の取組を具体的に示しており、環境保全事業などの推進に当たっては各主体間で情報を共有するなど、各主体が連携・協働することは不可欠であることはもとより地域全体にわたって幅広く取組を進められたい。
- 3 私たちを取り巻く環境は、人間だけのものではなく、自然環境を構成する動植物との共生により自然の恵沢に浴していることを十分に踏まえ、千歳市に関わりのあるすべての人々が環境を認識し、また環境保全を自ら実践する意識を醸成できるしくみの構築や、将来にわたり千歳の自然を受け継ぐ役割を担う人材の育成などに力を注ぐことに留意されたい。
- 4 千歳市の環境に関わる施策の実行や事業の進捗の把握に当たっては、本計画（案）に基づき、実施・点検・改善など、適切な進行管理に努められたい。

(3) 策定経過

年 月 日	事 項
平成20年度 平成20年 8月27日 ～10月21日 平成21年 3月	千歳市の環境に関するアンケート調査の実施 千歳市の環境に関するアンケート調査結果報告書の発行
平成21年度 平成21年 8月28日 9月11日 10月30日 11月13日 11月20日 平成22年 1月15日 2月10日 2月23日 3月10日 3月25日	第22回環境審議会（千歳市第2次環境基本計画の策定について） 第1回市民会議（会議の目的・進め方について） 第2回市民会議（国等の環境基本計画について など） 第3回市民会議（千歳市での環境の課題や取組の方向性について） 第4回市民会議（千歳市での環境の課題や取組の方向性について（続き）） 第5回市民会議（千歳市第2次環境基本計画の環境テーマ（目標）（案）について） 第6回市民会議（千歳市第2次環境基本計画策定に係る提言書（案）について） 市民会議より「提言書」を市長に提出 「千歳市第2次環境基本計画 原案」の策定 第1回 千歳市第2次環境基本計画策定等庁内調整会議（庁内会議）
平成22年度 平成22年 8月23日 ～ 8月27日 8月31日 9月 7日 9月13日 10月29日 10月12日 ～11月12日 11月26日 12月14日 12月16日 平成23年 1月27日 2月 9日 ～2月17日 2月17日	第2回庁内会議（書面会議） 千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）の策定 第3回庁内会議 第23回環境審議会（千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）を審議会に諮問） 第24回環境審議会（千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）について） パブリックコメントの実施 第25回環境審議会（千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）について） 第4回庁内会議 第26回環境審議会（千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）及び答申書（案）について） 第27回環境審議会（千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）及び答申書（案）について） 第5回庁内会議（書面会議） 審議会より「千歳市環境基本計画（第2次計画）（案）について」を市長に答申



